

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和8年
9月8日
(火曜日)

目次

○告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の休止の届出（厚政課）	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の変更の届出（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出（厚政課）	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の変更の届出（厚政課）	二
解除予定保安林（美祢市）（森林整備課）	三
山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正（会計課）	三
○公告	
令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施（産業政策課）	三
土地改良区の役員の届出（農村整備課）	四

山口県告示第三百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和八年九月八日

名	医	療	所	機	関	地	廃止年月日
						山口県知事 村岡 嗣政	

医療法人社団小羽山クリニックス	宇部市北小羽山町二丁目六番五二	令和八、六、三〇
たにがわ医院	防府市上天神町三番一〇号	令和七、一一、二九
早川内科医院	山陽小野田市大字小野田三九六六の三	令和八、七、二七
長谷歯科医院	岩国市元町二丁目九番一〇号	〃 〃 一
水津歯科医院	周南市御幸通二丁目一番	〃 〃 六、二七
小川薬局小羽山店	宇部市北小羽山町二丁目六番三三〇	〃 〃 三〇
有限会社イタモチ薬局	長門市西深川四三一六の三	〃 〃 〃

指定訪問看護事業者等	訪問看護ステーション等	廃止年月日			
名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所在地

社会福祉法人華社会	防府市大字伊佐江一〇三九の一	令和八、六、三〇
ヘステイア華城訪問看護ステーション	防府市大字伊佐江一〇三九の一	〃 〃 〃

山口県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を休止した旨の届出があった。

令和八年九月八日

名	医	療	所	機	関	地	休止年月日
						山口県知事 村岡 嗣政	

山本内科医院	防府市栄町二丁目六番一四号	令和八、七、一
--------	---------------	---------

指定訪問看護事業者等	訪問看護ステーション等	休止年月日			
名	称	主たる事務所の所在地	名	称	所在地
株式会社グローアップ	宇部市西平原三丁目四番一六号	令和八、五、三二			
株式会社グローアップ訪問看護ステーション	宇部市西平原三丁目四番一六号	〃 〃 〃			

山口県告示第三百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	ながれ川薬局	宇部市大字妻崎開作二〇三〇の一	令和八、八、一

指定訪問看護事業者等	名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
------------	-----	------------	-----------------	-----------

合同会社訪問看護ステーションほのか	防府市大字田島五七七の八	合同会社訪問看護ステーションほのか	防府市大字浜方一九八の一〇四	令和八、七、二二
株式会社welbeing	山陽小野田市大字西高泊六一〇の一	アイリス訪問看護ステーション	山陽小野田市大字西高泊六一〇の一	〃 〃 八

山口県告示第三百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

医療機関の名称及び所在地	名 称	所 在 地	変 更 後	名 称	所 在 地	変 更 前
河端内科医院	山口市小郡津市三番二二号	河端内科医院	山口市小郡下郷八四三の二〇			
二 変更年月日	令和八年二月一四日					

山口県告示第三百三十一号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

医 療 機 関	名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
	ゆかたちよみ歯科	山口市黄金町四番一六号	令和八、八、二二

山口県告示第三百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 居宅介護事業者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社ホームケアサービス山口	下関市長府才川一丁目三五番二一号	二 居宅介護事業所の名称及び所在地	株式会社ホームケアサービス山	岩国市今津町四丁目一	岩国市昭和三番二五号
事業の種類	福祉用具貸与					
四 変更年月日	令和八年三月三十一日					
一 特定福祉用具販売事業者の名称及び主たる事務所の所在地	株式会社ホームケアサービス山口	下関市長府才川一丁目三五番二一号	二 特定福祉用具販売事業所の名称及び所在地			

一 介護予防事業者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ホームケアサービス山口 下関市長府才川一丁目三五番二一 号 介護予防事業所の名称及び所在地	名 称 変 更 後 の 所 在 地	名 称 変 更 前 の 所 在 地
	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店
二 介護予防事業者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ホームケアサービス山口 下関市長府才川一丁目三五番二一 号 介護予防事業所の名称及び所在地	名 称 変 更 後 の 所 在 地	名 称 変 更 前 の 所 在 地
	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店
三 事業の種類 介護予防福祉用具貸与 変更年月日 令和八年三月三十一日	名 称 変 更 後 の 所 在 地	名 称 変 更 前 の 所 在 地
	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店
四 特定介護予防福祉用具販売事業者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ホームケアサービス山口 下関市長府才川一丁目三五番二一 号 特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地	名 称 変 更 後 の 所 在 地	名 称 変 更 前 の 所 在 地
	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店
五 特定介護予防福祉用具販売事業者の名称及び主たる事務所の所在地 株式会社ホームケアサービス山口 下関市長府才川一丁目三五番二一 号 特定介護予防福祉用具販売事業所の名称及び所在地	名 称 変 更 後 の 所 在 地	名 称 変 更 前 の 所 在 地
	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店	株式会社ホーム ケアサービス山 口 岩国店

山口県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除予定保安林の所在場所

美祢市美東町絵堂字式反田川東一〇六七五の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設農林部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣政

一の表中

岩国交通安全協
会会長 伊達明彦

を

岩国交通安全協
会会長 高瀬稔彦

に改める。



（一九六）令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和八年九月八日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 試験の日時
令和八年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号
山口県庁産業労働部一号会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
 - (一) 砂利の採取に関する法令
 - (二) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 五 受験手続
 - (一) 申込方法
ア 窓口又は郵送による申込み
受験願書に必要事項を記入し、写真を添付の上、申し込むこと。
写真は、縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。
受験願書等は山口市滝町一番一号（郵便番号七五三―八五〇一）山口県産業労働部産業政策課に提出すること。
イ インターネットによる申込み
やまぐち電子申請サービスにおいて、必要事項を入力し、申し込むこと。
 - (二) 受験手数料
ア 窓口又は郵送による申込み
次のいずれかの方法を選択し、納付すること。
(ア) 手数料取納窓口による納付
八千円を手数料取納窓口にて納付し、納付済証を受験願書の所定の欄に貼ること。
(イ) 山口県収入証紙による納付
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと（山口県収入証紙の販売は令和八年九月三十日まで。）。
 - イ インターネットによる申込み
受験申込受付後、納付方法についてのメールを送付するので、当該メールの案

- 内に従って納付手続を行うこと。
- (三) 受験願書の受付期間
令和八年十月一日（木曜日）から同月三十日（金曜日）まで（郵送の場合は、十月三十日までの消印のあるものは、有効とする。）
- 六 合格者の発表等
 - (一) 合格者の発表は、令和八年十一月二十七日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県産業労働部産業政策課のホームページに掲載するとともに、合格者に文書で通知する。
 - (二) 受験者は、試験の得点を知りたい場合には、合格者の発表日以後、山口県産業労働部産業政策課において、受験票を提示してその旨を申し出ること。
- 七 その他
 - (一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県産業労働部産業政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、山口県産業労働部産業政策課のホームページの試験案内に掲載する受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。
 - (二) この試験の詳細については、山口県産業労働部産業政策課のホームページを参照すること。
この試験についての問合せは、山口県産業労働部産業政策課（電話〇八三―九三三―三一三五）にすること。
- (一九七) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。
令和八年九月八日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 一 就任した役員
土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所
山口北部土地改良区 理事 花田 憲彦 阿武町大字奈古一八六三
河原 昇 一〇八七の一

令和八年九月八日印刷
令和八年九月八日発行

發行所

山口県知事 山崎 亨